
じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会
第 50 号 (2016 年 1 月)



もくじ

◆年頭コラム	3
◆評議員のページ「秋霖にけむる水平社博物館」	5
◆評議員のページ「社会性とコミュニケーション不足」	8
◆理事のページ「親鸞・浄土真宗との『点』の出会い」	10
◆報告・2015 連続講座第 2 講「同対審答申を 21 世紀に読み直す」(後編)	12
◆豊中地域から「克明校区ささえあいネットワーク『ささえあい大作戦』」	18
◆蛍池地域から「みんなが楽しめるスポーツ交流会に！」	19
◆現代的課題講演会「今でもあるの？部落差別」	20
◆新聞切り抜き帖から「どう思う？夫婦別姓」	25
◆リバティおおさか裁判、大法廷が満席に！	26
◆楽遊ガイド「ホームレス川柳」	27
◆書評「科学者は戦争で何をしたか」	28
◆インフォメーション	30
◆あとがき	31

表紙の絵<いこい食堂>

前々からお寺を描くなら信行寺を描いてみたいと思っていた。

しかし、信行寺の周りをあちらこちらから見て回ったがとても無理だった。近くのきれいに咲いた百日紅に誘われてパンダ公園の近くにいったとき、目に飛び込んできたのが「いこい食堂」の一角であった。

雨上がりに傘を片手にステテコ風のラフなサンダル姿の男性が食堂に入っていく。この街かどを私の心に記しておきたいと直感した。後日、絵をもってまちづくり協会を訪れると、協会職員の重本さんが「僕のお

ばあちゃんの食堂です！」と。

きくと、昔、ムラのアパートが火事になったとき、近くで曾祖母が営んでいた食堂にも延焼。しばらく営業はできなくなった。

その後、同和対策事業で火事のあったムラの道路の拡幅など地域整備の中で、今の場所に食堂やクリーニング店などが移転した。現在は曾祖母に変わり、重本さんの祖母が食堂を営んでいるのだと。人権まちづくりセンターに隣接する「老人憩の家」からとって「いこい食堂」と名づけたのだそうだ。思わぬ学びがあった。

「おばあちゃん、めっちゃ喜びます」といわれもっとうれしくなりました。【林 誠子(理事)】

2016年も新たな出会いによる触発、「識る・視る・聴く」場の提供、多様な情報発信等を通じて、「豊中のイロ」にこだわった個性的なとりくみをめざします

年頭コラム

2016年、豊中での「節目」を振り返りつつ、課題を提起してみたいと思います。

- 90年前（1926年）、豊中水平社の創立から3年後、部落改善事業で、豊中地区に「青年会館」がつけられます。
- 80年前（1936年）、豊中町・桜井谷村・麻田町・熊野田村が合併して豊中市が誕生します。
- 70年前（1946年）、豊中の青年たちがいち早く戦後の部落解放運動の再建に立ち上がり、「人民解放豊中青年同盟」を結成します。
- 60年前（1956年）、朝日新聞が「部落、三百万人の訴え」を連載します。これはその年の1月に朝日新聞の文化欄に「文壇には、特殊部落の偏狭さがみちみちている」とする差別記事が掲載され、解放同盟が糾弾した結果ですが、差別記事を指摘したのは寺本知でした。
- 40年前（1976年）、蛍池の地に「解放会館」が開館しますが、周辺住民から「名称に解放をつけると、部落と同じように見られる」との声が上がり、賛成派・反対派両方の請願が議会に持ち込まれます。



採決は賛否同数となり、議長裁定で「解放会館」となりました。

- 20年前（1996年）、水平社の時代から豊中の部落解放運動に携わり、大阪・全国のリーダーとしても活躍した寺本知が逝去。豊中市営屠場が閉鎖。

改めて振り返ると、それぞれの出来事に関わった人の顔と共に、あの時・その時の情景が浮かび、感慨が湧き上がってきます。同時に、それらの出来事の背景には、その時代固有の部落差別が息づいていることが読み取れます。

しかし今、部落問題はわかりづらく、とらえることが難しくなっています。その一因として、部落問題のあり方が変わり、可視化できなくなっていることがあるように思います。豊中にも何度かお招きした藤田敬一さ

んがブログに書かれています。

1958年、わたしがはじめて部落問題と向き合おうとしたとき、「部落・部落民・部落問題」が「見えやすかった」とはとてもいえない。しかし、「見ようとすれば、見えてくる」存在であったことはまちがいない。あれから58年。「いまや、見ようとしても、見えない」存在になっているのだろうか。それは「カムアウト（名乗り）への忌避感」のためなのか、それとも「カムアウトする内的必然性がない」ためなのか。（2016年1月4日）

「名乗る」ための動機も理由も必要性も見当たらず、それを要請する外からの働きかけもなく、「忌避」する・しないを問われる場面もなくなってきているからだと言えるのではないのでしょうか。

部落差別をどのようにとらえるのか、部落解放運動はそれに照応する形で進んできました。差別があからさまな時代には「糾弾闘争」があり、劣悪で悲惨な生活実態を差別ととらえた時代には「行政闘争」がありました。二つの時代を経て次の時代にありますが、シンプルな枠組み・モデルは創出されていません。ある意味、部落差別の根っこに迫るとりくみはここから始まるということが出来ますが、部落問題に対する人々の関心・興味が薄れ、さまざまなレベルでのとりくみが後退していったなかで、その作業をするのは容易ではありません。それでも、

その壁を超えないことには、問題解決には行き着きません。

もう一つは、差別意識の連鎖をどう断つのか、持ってしまった・持たされてしまった偏見や誤解をどう是正するのかという問題です。方策の一つは、部落問題ときちんと出会える場・出会い直せる場（学校教育・社会教育・啓発・研修など）をつくることです。加えて言えば、市民意識調査の「自由意見」に書き込まれた「寝た子を起こすな」と「部落優遇論・逆差別論」に対するとりくみがあります。これらは部落問題解決の根幹に関わるものとしてずっとあり、それなりのとりくみが行われてもきました。しかし、本腰を入れて向き合い、立ち向かってきたのかと問えば、ある意味「ああ、またか」「やっぱり」といった受け止めが先行し、その気にはなっていなかったように思います。「特別措置法」失効から13年を経て、本当の意味で「課題」が立ち現われてきたと言えます。そしてそこには、部落差別とは何か、どうしたらなくすることができるのかという問いがまわりついています。今こそ、それを解きほぐし、答えを見つける作業にとりかかる時だと思います。

この1年が新しい「節目」になるよう、切磋琢磨しつつ、歩み続けますので、旧年に倍しますご愛顧をお願いする次第です。

佐佐木 寛治（事務局長）

秋霖にけむる水平社 博物館

評議員のページ

西田益久（評議員）

久しぶりに人権協（豊中市人権教育推進委員協議会）の皆さんと水平社博物館をめざして奈良橿原方面に向かった。今年は同対審答申50年ということもあり原点を確認する意味も含んでいた。

傘をさしての現地研修、今年は雨に降られることが多かった。神武天皇陵は畝傍山の中腹に「洞部落」があることから、天皇陵を見下ろすことや彼らの埋葬地と神武陵が重なることから移転（1917～20）を余儀なくされた。

また、神武陵に隣接して橿原神宮の神苑が広がる。記紀では紀元前660年に神日本磐余彦尊である神武天皇が即位した地とされた。いずれも明治政府による王政復古の一貫であり作爲的なものである。

明治政府は天皇を担ぎ出し皇族や華族という新しい身分制を確立した。維新の元勳たちを華族と称し天皇の藩邸として東京に住ませ、すべての政治



的特権を独占した。明治維新とはトップが

変わっただけのこと、町民や農民たち、また被差



別民たちはよりいっそうの苦役（徴兵）と重税（地租徴収）を課せられたに過ぎない。

それと並行して全国に皇統につながる神社を整理した。皇室を崇敬させるために皇祖とされる天照大神を祀る伊勢神宮を中心として靖国神社、明治神宮、湊川神社、護国神社、豊国神社、平安神宮などしかり、そして橿原神宮もその一つである。神仏分離令によりいずれも明治政府によって新規に造営されたものである。

橿原神宮の一の鳥居をくぐると鬱蒼と木立が迫ってくる。お祖父ちゃんに手を引かれたお孫さんが前に行く。「神武天皇という偉い天皇さんが、ここから日本を治めはったんや」「じいちゃんのうまれるまえ？」「森を見てみい、大昔からずっとあったんや」、誇らしく孫に皇国史観を説いている。

さて、神宮前の由緒にはかくのごとく書かれていた。社殿は民間による神宮創建の請願があり、この地を明治天

皇が皇祖の聖地としてご嘉納とある。それにより檀原神宮は明治23年4月2日に建立された。さらに1940年(昭15)、皇紀2600年を記念して社殿を含む大整備がなされ、全国より樹木8万本が寄贈され120万人の勤労奉仕隊が結成されたとある。

つまり、真新しい近代の社殿であるが、元より信奉者たちは皇祖の聖地と信じ込んでいる。

水平社博物館の前に石碑が据えられていた。碑文には『解放令は明治4年(1871)年8月28日(旧暦)に発布された。しかし「解放令」はやがて「五万日の日延べ」と語られるようになる。あれから日延べの137年が過ぎ、われわれはその日、2008年9月3日を迎えた。吾らは吾が徒の志士そして全国に散在する吾が特殊部落民に問い直したい、今なお吾らに人間の尊厳を求め熱と光を願求礼賛する意思はあるかと、自治を強固に邁進する気概はあるか・・・』と、新水平社宣言とも読める。

燦々と水平社点描、これは初めて水平社歴史館を訪ねた時の心の内を綴ったものである。新たに読み返している…、そして今も、熱と光を願求礼賛するその熱き思いが突き上げてくるのを感じながら、若き水平社七人衆に思いを馳せている。

燦々と水平社点描

七彩を散りばめたような紅葉が
晩秋の大和路にひろがる
黄金色に染めぬかれた葛城山



曾我川がゆったりとした流れをつくり
葛城のふもとを潤す

そこは西光万吉の生地、柏原がひろがる
この地はことさら山河が美しい
水はすみ、山々は空にとける

しかし
川を渡る風は等しくとも
いつの頃からか、住むところにより
ある人は貴く、ある人は卑しいとされ
柏原北方の人たちの受難の歴史がはじまる

本間川の流れを北西に辿ると
本村と柏原北方の子どもたちを
引き裂いた掖上尋常小学校跡
今、ひっそりと記念碑がたたずむ
しかし

当時、人々は^{しんい}瞋恚の炎を燃やす
西光万吉が生まれる前
差別に抗するため
激しい同盟休校がつづく
日本刀が闇に光り
竹槍が空をつきあげる
かがり火が闇を照らし
野戦さながらの境内
打ち鳴らす西光寺の半鐘

水平社七人衆

駒井喜作もその一人
 彼が水平社宣言を読み上げた
 1922年3月3日
 京都岡崎公会堂での水平社創立大会
 壇上の駒井
 「一句は一句より強く
 一語は一語より感激し来り」
 自らを部落民と宣し、
 そして、エタであることを
 誇れと呼びかけた
 「三千の会衆みんな面を伏せ
 獻歎きよきの声、四方に起こる」
 水平社宣言は、人間解放の血の叫びと
 して
 燎原の火となり全国をかけめぐる

本間川に沿い
 膠にかわ工場がひしめく
 生気に満ちた職人の声
 往時には工場の煙突が空をつきあげ
 柏原に富をもたらした
 西光の朋友、阪本清一郎
 色白で繊細な西光に
 阪本は盾となった
 西光の前に彼がいた
 阪本が西光を押し立てた

西光寺は秋色に溶けこむ
 境内は寂寂として人影もなく
 独り閑寂をたのしむ

この寺で 1895年4月17日
 西光万吉は生まれた
 境内にひっそりと



小さな墓石が傍らに建つ
 これが西光の墓石かと思うばかり
 見落としそうなほど小さな墓標
 つつしみ深く遠慮するように
 佇立するおくつき
 それが西光の人となりなのだろう
 しかし、凜とした空気が境内に満つ
 そして
 それは目を伏せるように
 心やさしい西光が
 憂愁を癒すため
 渴いた心を潤すように
 クロポトキンやゴーリキーを
 読みあさる姿にも映る

水平社宣言記念碑
 荊冠を配したレリーフはこの地に
 宣言は何よりも
 人間尊厳を最大に謳いあげ
 人間最高の黙示録を刻む
 レリーフに刻まれた宣言は
 全国に敷衍ふえんし、各地に水平社をうんだ
 今はひっそりと
 来る時代を見据えている

西光寺の裏山から柏原を見渡すと
 どこかしら、懐かしい風景がひろがる

柏原は、幼い頃に訪ねた
 祖母の故郷につづく
 春は岸辺に咲く野草の息をかぎ
 秋には稲穂が黄金色に光る
 祖母のふるさと
 その地でも一筋の川を隔て
 ある人は尊く、ある人は卑しいとされた
 その地にも、やがて水平社は生まれた
 時は過ぎ、人はうつろう
 真新しい水平社歴史館
 ガイド役の青年が誇らしく
 柏原の歴史を伝える
 相好をくずし
 「写真にうつる村一番の男前、あれが
 ぼくの曾祖父」
 見学者の朗笑をさそう

晩景
 やがてぬけるような青空が
 丹色に染まり
 深紅の夕日が
 柏原を照らし出した
 血潮にわく光りは
 柏原の大地を映し出し
 その熱は
 柏原の隅々にまでやさしく包む

水平社の熱と光は
 人間に貴賤があるなどという
 愚かしい誤りを糺し
 人間の誇りと
 いのちの尊厳を教える
 その熱と光は
 そこに生きる人たちや
 わたしたちの前に
 燦々ときらめく

評議員のページ

社会性とコミュニケーション能力不足

高野アヤ子（評議員）

長い歴史の中で、この半世紀ほど、青少年を取り巻く諸問題を憂慮した時代があったでしょうか。

東京オリンピック以降、高度経済成長をもたらした日本の繁栄は、青少年の上にどんな影響を与え、どんな未来や夢をもたらしたでしょう。

教育は、進学一辺倒に過熱し始め、幼少期からお稽古事や塾・家庭教師と、

本来、遊びの中で獲得する社会性や秩序や忍耐力を培われることが少なくなり、大人の敷いたレールや渦の中に流されていきました。一方、我が子のしつけを委託した結果、少年による「金属バット事件」（1980年）や「戸塚ヨットスクール事件」（1983年）など、これまで見たことのない残忍な悲しい行為が勃発しました。

この頃から、「家庭内暴力」、家庭の外では問題のない良い子が家庭の中では豹変し、ジキルとハイドのように、親や肉親に暴力、ひいては殺人まで引き起こすといった、これまで我が国では報じられることのなかった少年たちの姿と、親による「児童虐待」も日増しに増える姿に驚愕するばかりでした。

「ニート」、「フリーター」などの流行語も生まれ、定職に就かず、勤労も遊びも自分の気の向くままに生きる若者が全国に増えていき、その中で、最も社会や親たちを震撼させたのは、少年たちの相次ぐ自殺の蔓延でした。

ちなみに、有名タレントが飛び降りした年（1986年）、この年だけで、公表された少年自殺者は131人でした。そして、「いじめ」による不登校や自殺が表面化したのもこの頃でした。

文部省は「いじめ問題対策本部」を設置しましたが、以後30年間、いじめの問題は解決しないまま、深く静かに現在も進行しています。



「教育改革」は、「ゆとり教育」を取り入れ、生徒と教師の創意による、子ども中心主義、週五日制が導入されました。

急速に押し寄せるIT社会の中でインターネットを友達に、人間関係を拒否する「ひきこもり」、その温床となる「不登校」「高校中途退学」なども増えていきました。

ネットの中の仮想の世界に現実との境界を見失っていく子どもたち。コミュニケーション能力が希薄となり、顔の見えないメールやLINEの中でのみ交遊し、次第に情報のスピードに翻弄されていきます。そして昨今、実体験のない、低年齢少年による衝動的かつ凶悪な殺人事件が多発しています。

しかし、科学や文明の進歩は暗いことばかりではありません。いつの時代も若い力は未来にのみ向かって、希望や夢を広げています。スポーツや芸術、ボランティアや社会貢献の分野においても差別や偏見を持たず、若者たちは世界に羽ばたいています。

子どもは、大人の生き方を手本に、幼き日より育ち成長していきます。簡単に人を殺す少年少女たちは「死」について、「いのちの大切さ」について家庭や学校で話し合ったことはあったのでしょうか。今こそ、感謝は、自分を取りまくすべてのものであること、幼き日には幼き心に、少年の日には少年の心に伝わるよう面授直接することこそ、先に生まれた私たち大人がなすべきことだと思っています。

理事のページ

親鸞・浄土真宗との 「点」の出会い

林 誠子（理事）



父からの一冊の本

もう50年以上も前のことになる。「大学で学ぶならこれは読んでおけ」と父から一冊の本を渡された。「善なおもて往生をとぐ、いわんや悪人をや」の「歎異抄」である。父は当時まだ40代半ばで忙しく働く世代で、浄土真宗の家ではあったが特別な信者だと思ったことはなかった。毎朝仏壇に御参りしているのは祖母であった。以来、よくわからない難しい本と思いつつも、時々開く一冊になっていったがいまだに理解には至らない。

北御堂月刊誌「御堂さん」

しかし、どうしたことが、私が父と同じ年代に近づいた40代の頃、私は北御堂の「御堂さん」の編集をしておられた菅 純和さん（現編集長、光明寺住職）に声をかけていただき、法衣姿の僧侶の方々の人権研修に伺うこととなった。学校で生活指導の担当をし

ていたことを中心に、子どもの状況と・父母家族の関係・地域のかかわり・学校のかかわり方などを人権という観点でお話した。万引きを繰り返す子どもの行動の責任を「パートで働く母親にあり。子どもと仕事のどっちが大事か」と働くことを責め、母の責任と決めつける指導の傾向は、私には認めがたいことであった。

生意気にも私は、母親の側でも、子どもの側でも、子どもの寝顔しか見られない父の側でもありたかったし、そんな踏み込み方もしていた。それが私の「生活指導」であった。こんな話のご縁で以後「御堂さん」を購読するようになり、かれこれ30年近くなる。その月刊誌には著名な方との対談が記事になるが、時々菅さんは私を対談のメンバーに呼んでくださる。

桜の宮高校で体罰事件があったときは、舞の海さん、大谷昭宏さんとの対談に「林さん、来てくれませんか、あなたの言う視点はおもしろいから・・・」といわれて出かけたこともある。親鸞が開祖である浄土真宗の宗教者とならず離れず長いお付き合いになっている。

信行寺前住職 誌上の出会い

この夏、またこの「御堂さん」を何気なく開いていると戦後70周年の

特集が組まれていた。そこにかねてから絵に描きたいと思っていた豊中市の信行寺の前住職岩田隆一さんのお話が「70年目の生き証人」の一人として特集されていた。

「戦場では理屈抜きで命の奪い合いになる」という記事は、ますます信行寺への関心を高めることになった。選挙の集まりなどで何度か本堂にお邪魔したことはあるが、お寺がムラの中でどういう存在であったのか、どんな方が住職なのかは知らなかった。しかし、きつとなくてはならない拠り所であったに違いないと勝手に思っていた。「御堂さん」8月号で特集を読み、ますますお会いしてお話を聞きたくなった人が岩田隆一前住職である。

いつか佐々木さんにでも頼み込んでお話を聞きたい。2016年の目標にしたい。

「親鸞と被差別民衆」再読

そんなことを思っているとき、ふと思い出したのが、もう20年近く前に手にした「親鸞と被差別民衆」（明石書店 河田光夫著）である。この本をどこでなぜ手にしたのは忘れてしまったのだが、まぎれもなく自分で買った本である。

この本の中で父から渡された「歎異抄」の中の「善人なおもて往生をとぐ、いわんや悪人をや」と書かれた親鸞の思想について論じられている。親鸞の生きた時代の「悪人」というのは、被差別民衆のことを指しているのだとい

うことを河田氏は、当時の辞典「塵袋」における用例などを考証し導く。

「やはり当時、エタみたいな悪人、といえばちゃんと通じ合える、そういう社会的な通念が存在した。特にこれは仏教徒にあまり関係のない書物で言われているという点が大事なのですが、悪人というのは、そういう被差別民を呼び、決めつける言葉として社会的に存在したのではないかと思います。」と書く。

親鸞は「悪人」の存在から救いの本質的欲求を感じ、学び、その「悪人」というのは、歴史的に作られた存在で、自力で救われる存在ではないからこそ、無条件に他力により往生をとぐと言いつき、「善人」には「自力の心を振り捨て」ることを課したのではないか。私はそんなことを感じている。煩惱の渦の中にいる私は自力の心を振り捨てることから始めなければならないか。

河田氏が「親鸞は悪人の中に下層なるが故の人間の輝きを見たのではないか」と書いているが、私にはまだ人間の輝きというものをどのようなほかの言葉や実感に置き換えられるのか、まだ未決である。無心の救いを求める姿、人としてのやさしさ、解放を求める熱さなど考えてみたのだ



が。

この本の紹介の仕方が著者の意思とは違うことも考えられ、書くことのために今は今もあるが、書かなければ私が前に進めないような気がして、密かにお許しをいただきながら書いた。ここから三度・四度と本書を読み返し、歎異抄に戻り、私の納得にたどり着きたい。92歳で亡くなった父は60歳を過ぎたころからは、浄土真宗の聴聞や経典を読み解くことに熱心であった。

「仏教の教えは、死んでからのためではなく、今を生きるための教えだ」と話していたことをふと思い出す。私

は当時まだその意味も意図も受け止めてはいなかった。今、親鸞を学び、親鸞に学ぶことは、再び父に会い語れることでもあるような気がする。私の人生に点のように現れ、学びにみちびいていただいた菅 純和氏に感謝します。

※河田氏は神戸大学文学部国文学科卒業。大阪市大大学院文学研究科修士課程修了。今宮高校校定時制で勤務しながら、親鸞と被差別の研究に取り組み多くの本を著された人である。1993年12月没。のちに本著が出版された。

報告・2015 連続講座「部落問題を照射する」

第2講「同対審答申を21世紀に読み直す」(後編)

前編では、「答申」が出されるまでの経過や出来事、「答申」の内容と歴史的意義について、全国部落史研究運営委員の渡辺俊雄さん(全国部落史研究会運営委員)に、お話いただいたところまでを掲載しました。本号では、いよいよ「答申」による成果と課題(問題点)の部分に迫っていきます。【文責：重本洋輔】

明確にされた国の責務と国民的課題

同対審答申が出て50年。21世紀に入って同対審答申を読み返しますと、答申の様々な意義が改めて見えてきます。まず何より答申が、部落問題の解決は国の責務であり、国民的課題であることを明確にしたことに、大きな意義があったと思います。

同対審答申の「前文」には、「同和問題とは、人類普遍の原理である人

間の自由と平等が保障されていない問題」という趣旨が書かれています。これは、部落問題が日本国憲法で保障されているはずの基本的な人権が部落の人には保障されていないという問題であるということです。だから、この問題を未解決のまま放置することは断じて許されないこと、そしてその早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題であるということ、そのことが初めて明確にされたのです。

部落問題解決の「チャンス」

ところで同対審答申が出た1960年代というのは、ちょうど高度経済成長の時代でした。この間の生活の変化というのは、日本社会にとってものすごく大きかったと思います。和服から洋服へ、下駄や草履から靴へ、住居も長屋から文化住宅へと変わっていき、便利な電化製品が誕生するなど、日本人の生活は戦前あるいは戦後間もない頃と比べて、大きく変わりました。

それは被差別部落にも、大きな影響を与えました。決して差別がなくなったわけではないものの、被差別部落の環境は大きく変わり、かつてのように見た目ですぐに部落だとすぐわかるといった状態は少なくなりました。また、それまでは部落出身者が民間企業に就職することは大変難しいことでしたが、解放運動の成果もあり、少しずつ就職できるようになっていきました。このように部落を取り巻く環境も変化していったのです。

したがって、同対審答申をまとめた人たちも、高度経済成長期をとおして大きな変化が起こることを予測し、部落問題を解決していく絶好のチャンスとしてとらえていた訳です。

「最も深刻にして重大」という認識

答申の第一部「同和問題の認識」のなかで、部落問題が日本の大きな社会問題の一つであることが指摘されていますが、ここでは「もっとも深刻にし



て重大な社会問題」だと表現されています。

本来、社会問題に重いも軽いもなく、それぞれの当事者にとっては、どれも最も深刻で重大な問題であるはずで、では、なぜこのように表現されているのかと言え、それは当時の時代状況を反映したからだだと思います。

当時は差別問題など社会問題の解決を国の責任で取り組んでいく、といった認識はまだまだ定着していませんでした。ハンセン病や水俣病の問題が国の責任で取り組まれるようになったのは、もっと後のことです。そうしたなかで、部落問題は社会問題として最も突出していました。そのため、当時は、「部落問題は日本で一番深刻な問題だから、まずは部落問題を学べ」、「部落問題を学べば、他の差別問題についても理解できる」と考えてきました。

本当は、それぞれの社会問題にはそれぞれの歴史や特徴があり、簡単に理解できるわけではありません。しかし、当時は部落問題をとおして他の差別問題について学んでいくというのが、教育や啓発の一つのパターンだったので、そうした時代状況があつて「最も深刻にして重大な」と表現されていた

のだと思います。

「寝た子を起こすな」・「分散論」の否定

「部落問題を教えなければ、いずれ差別はなくなる」、「差別されたくなかったら、部落から出て暮らせばいい」といった意見を今でもよく耳にしたいと思います。実はこうした意見は昔から言われてきました。同対審答申では、この「寝た子を起こすな論」や「分散論」についても否定しています。

すなわち、「わが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である」と指摘されているように、部落問題はたまたま遅れた考え方の人が差別発言をしたといったレベルの問題ではなく、もっと日本の社会に深く根差した問題だということです。これは重要な指摘だったと思います。

人権問題・課題に対して

同対審答申が出されて50年が経ち、環境面や教育面ではそれなりに成果を上げてきたなかで、答申の「人権問題に関する対策」という項目で指摘されたことは、現在も残された課題です。

部落差別は、憲法14条においても否定されています。しかし憲法は、私人の間で起こる差別を無くせと言っているわけではありません。答申もそのことについて「私人については差別的行為があっても、労働基準法や、その他の労働関係法のように特別の規定が



ある場合を除いては「差別」それ自体を直接規制することができない」と書かれています。

そういった状況は、戦前から同対審答申が出された後もずっと続いています。答申はそういったことを改めていくための具体的な方策として、差別に対する法的規制、司法的に救済する道をつくること、あるいは人権擁護機関の活動を促進する必要などについて触れられていますが、まだ実現していません。

同和对策事業特別措置法の制定

また「結語」では、「同和問題の根本的解決にあたっては、以上に述べた認識に立脚し、その具体案を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である」として、「明確な同和对策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」が必要であると指摘していました。

ここで言う特別措置法とは、部落差別を禁止するなど、差別をなくすこと

を直接に目的とした法律ではありません。差別をなくすために地方自治体が行う事業に、国が特別な財政的措置を講じることを定めた法律のことです。

それでも答申のこうした指摘が、1969年に同和対策事業特別措置法の制定につながり、ようやく本格的な同和対策事業が進められたという意味では、やはり同対審答申は大きな意義を果たしたと思います。

政府の政策的意図

こうして同対審答申には多くの意義があった一方で、今から振り返ると、部落差別の捉え方については問題点もありました。その一つは、政府が高度経済成長期に同和対策を進めようとしたことの政策的意図についてです。

高度経済成長期が部落問題解決の一つの「チャンス」であったことは事実でしたが、実は政府には、部落に停滞している労働力を活用し、高度経済成長のさらなる発展に利用するといった意図があったのです。そのため、同対審答申は一部で「毒まんじゅう」とも言われていました。



私はたとえ政府にそのような意図があったからといって、ただちに同対審答申の意義を否定するのは間違いだと思います。政策というのは、お互いにメリットがあって成り立つわけですから。

ただ、そういった政策的意図であったがため、高度経済成長期が終わり、部落の環境改善が進み、教育水準もある程度上がり、これ以上特別措置としての同和対策事業が必要ないとなると、政府は同和問題から手を引いていきました。

二重構造論の誤り

もう一つは、同対審答申では日本の社会や経済が二重構造になっていて、こうした二重構造をなくしていけば部落差別もなくなると指摘されていますが、果たしてそうでしょうか。

経済や社会の二重構造というのはどこの国、どこの社会でも存在しています。大企業に比べ、中小企業は生産性も賃金も低いことは事実ですが、何もかも大企業で大量生産できるかというと、そんなことはありません。

中小企業の職人の技術を活かして作らなければならない物も、たくさんあるはずですが、だから、二重構造そのものは社会からなくなりませんし、二重構造がなくなれば部落差別もなくなるといった論理は、幻想でしかないと思います。

しかし、こうした部落差別の捉え方は、同対審答申にだけあったのではなく、実は当時の部落解放運動が求めた

部落像でもあったのです。

部落解放運動の側にとって、差別や生活実態について訴える際、部落が世間一般からいかに取り残されているか、こうした訴え方をすればわかりやすかったからです。特に「劣悪な部落の実態」という言葉は常套句のように使われていました。実際、劣悪な実態にあったわけですが。

実態的差別と心理的差別

同対審答申では、部落は劣悪な生活環境にあるという「実態的差別」と、部落の人間は「怖い」、「ガラが悪い」などといった偏見による「心理的差別」の2種類の差別が相互関係していると指摘されています。劣悪な実態があるから部落に対して誤解や偏見を持つ人が生まれ、就職差別や結婚差別があるから部落の劣悪な実態が再生産されるというのが、答申の論理でした。私たちも長い間そのように理解してきており、これは決して間違いではないと思います。

奥田均さんの五領域論

しかし近年、近畿大学の奥田均さんは、差別意識、部落の生活実態、差別事件といった従来の3つの領域にプラスして、部落外の差別の実態と部落の側の心理的な問題を加えた5つの領域で部落問題を考えようと言っています。

この五領域論の大事なところは、領域が増えたことよりも、それぞれの問題には外縁の領域があるところだと思

います。例えば「部落は怖い」という差別意識には外縁の領域があって、「自分と違うものはなんとなく排除する」といったような意識がある。それは直接部落を差別したり排除するわけではないけれど、そういう意識が容易に部落差別意識につながるという考え方です。

だから、部落差別をなくしていくには外縁領域に踏み込む教育や啓発が必要で、「部落はきれいなところ」だとか「立派な人もたくさんいる」といったことを訴えるだけでなく、「他と違って何が悪い」、「お互いの違いを認め合おう」という意識をつくっていかないと部落差別は根本的にはなくなると、奥田さんは提起しています。私はこの五領域論、特に外縁領域の提起は、答申を越える新たな部落問題のとらえ方ではないかと思います。

日本民族・日本国民とは何か

同対審答申では、部落の住民は「疑いもなく日本民族、日本国民である」と強調している部分があります。答申が出た当時は、部落は日本人ではない、異人種・異民族だという考え方がまだまだ強く、そういった誤解を批判するために、あえて日本民族・日本国民であることが強調されているわけです。

しかし、そもそも日本人は単一民族ではなくて混合民族ですから、純粋な日本民族がいるかのような発想には違和感があります。

また近年では、障がい者差別や民族差別、女性差別など他の分野では「そ

それぞれの違いを尊重する」「違いは個性だ」と言われています。なぜ部落問題に関してだけは「違いはない」とか「同じ日本人」だと今でも強調されるのか、不思議でなりません。

ねたみ意識という問題

このように読みといていくと、同対審答申の論理は決して完璧なものではありません。しかし、最初から完璧なものなど存在しませんし、それぞれの時代に、できる限りのことをしたのだと思います。もし不十分なところが見つかったなら、そのたびに改めていけばいいわけです。

同対審答申以後、同和対策が進められていき、部落の環境は大きく改善されました。しかし、同時に部落外からは「ねたみ意識」が出てきました。ねたみ意識は部落問題の理解が足りないことも原因ですが、部落問題だけでなく他の問題でも言われていることです。しかし、当時は同和対策事業があ



まりにも大きかったため、部落問題に対してはそういった意識がより強く現れたのだと思います。

答申以後の部落問題

ご承知のように、その後の部落解放運動をめぐっては、いろいろな問題が起こりました。同対審答申の精神を否定するような不祥事もあったわけです。部落解放運動に携わる側に、大いに問題があったのだと思います。

同時に、日本に「人権の時代」をもたらしたのは、ほかならぬ部落解放運動や同和行政、同和教育だったことも事実です。これは部落解放運動が社会に果たしてきた最大の貢献だと、私は思います。これまで部落問題をめぐっては、いろんなマイナス面もあったかもしれませんが、それ以上にプラスの役割を果たしてきたと思います。

部落問題を自分の問題として

部落問題をめぐって今問われている一番肝心なことは、本当に自分のこととして部落問題を考える世論をどれだけ形成できたのか、ということではないかと思っています。

特別措置法がなくなると同時に解放運動から離れていった人もいるということは、残念に思いますし、楽観視できないくらい厳しい差別の状況にあります。しかし、部落問題を自分の問題として考える人たちとこれからも手を繋いで、部落問題の解決に取り組んでいきたいと思います。

豊中地域から

克明校区ささえあいネットワーク ワーク「ささえあい大作戦」

酒井留美（事務局）

少子高齢化、核家族化が進む中で、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また年齢問わず社会的に孤立した人が増えてきています。

克明校区では校区社協・民生委員・人権まちづくりセンター・地域包括支援センター・豊中地域人権協会で、地域の福祉問題を共に考え合い、地域の課題を解決するために毎月一回情報交換の場「ささえあいネットワーク」を行っています。

その中で年一回、ささえあいネットワークメンバーと自治会長、民生福祉委員の人たちに参加してもらい、援助が必要な人や何らかの福祉サービスが必要な人、気になる人などを町別（岡町・岡町南・岡町北・宝山・末広・玉井・立花）にわかれ、参加者で情報を出し合い地図に色分けをし、参加した人たちが自分の町を把握するという作業をおこなっています。



しかし、どの町にも数カ所ほとんど誰も知らない、何の情報もないアパート、文化住宅、マンションなどがあります。そのような所に「ささえあい大作戦」と称し、一軒一軒訪問し何らかの繋がりを作ろうと働きかけています。

その中で「福祉のサービスをどのようにしたら受けられるのか？」「どこに相談にいけばいいのかわからない」などご近所付き合いもなく孤立されている人と繋がることができています。

今後、子どもから高齢者までさまざまな年齢の人、さまざまな国の人安心して暮らせるまちを目指し、ネットワークの強化・拡大をしていかなければいけないし、また若い人たちにも自分たちの住むまち（克明校区）に関心をもってもらえる取り組みが必要だと思っています。



みんなが楽しめる、校区スポーツ交流会に！！

蛭池地域から

福島智子（事務局）

11月3日に28回目の校区スポーツ交流会を行いました。

28年前、解放会館（当時）で活動していた子どもたちと、校区の子どもたちが知り合い、つながるきっかけとして、青少年運動広場でキックベースボールを通じた交流事業としてスタートしました。

障害を持つ子や、スポーツが苦手な子も、みんなが楽しめるようなルールで行いました。当初はセンターチームと各町会のチームで試合を行っていましたが、途中からセンターチームの子も自分の住んでいる地域のチームメンバーとして出ることになりました。

今は低学年がキックポイントとわかりやすいゲームに変更し、キックベースボールだけでなく、雨でもできる、室内競技の「ドッジビー」も追加しました。

数年前からは順位だけでなく、チーム内でみんなが協力しながら参加して



いるか？相手チームにいやな声掛けはしていないか？同じチーム内でも、お互いを馬鹿にするのではなく、失敗しても、次はみんなで頑張ろうと励まし合いながら参加できているか？や、休憩時間の過ごし方などを、審査の対象として、実行委員に審査してもらい、「チームメイト賞」と「チームすこやか賞」が閉会式で表彰されます。

この交流会はたくさんのボランティアの協力があって実施できています。小学校のPTAの委員や保護者には、引率やチームリーダーなど協力してもらい、小学校や十八中の先生方や生徒も、審判などでお手伝いをしていただいています。

毎年、ボランティアの先生チーム対中学生・6年生チームの試合も楽しみの一つにもなっています。

参加した子どもたちのイキイキと素敵な笑顔で楽しんでいる様子を見ることが出来、お手伝いいただいたPTAの委員さんからも、初めて参加して大変だったけど、参加してよかったという感想が出ていました。

学校・家庭・地域が連携して行うこのような取り組みを通して、いじめや差別のない子どもたちの関係づくりを、おとなも一緒に関係をつなげられたらと思います。

現代的課題講演会

今でもあるの？部落差別 ～同和対策審議会答申 50 年をむかえて～

現代的課題講演会は、近年、社会で起こっている様々な現状をもとに、その中の課題を市民の皆さんと共有しながら、一人ひとりの問題として、考える機会として実施しています。今年度の第 1 講目は 11 月 11 日、「同和対策審議会」が答申を出して 50 年という節目の年でもあり、これを機会に、改めて部落問題の歴史や経緯、現状と課題について大阪大学大学院准教授の高田一宏さんにお話をいただきました。豊中市でも、近年連続して起きている差別事象の中に、高田さんに関わっていただいた事例もありましたので、その事についても触れながらの内容となりました。【文責：福島智子】

部落問題とは

部落問題というのは、近世の賤民身分、代表的な呼称にはエタとかヒニンというものがあありますが、その賤民身分の人々が住んでいた地域の出身者、あるいは現に住んでいる人、そういう人々の縁者に対する差別のことです。

ただし、差別する人は、誰が百数十年前の被差別身分と血縁関係があるとわかって差別をするわけではありません。そうだとみなして差別をするわけです。そのような意味で、差別をする人がいるから差別があるのだといえるでしょう。

部落・部落出身者とは

一般的に、東日本では家が固まってあるところを部落といいます。関西から西では部落といえば、被差別部落の略という使い方が広まっています。



明治・大正期には、自分たちとは異なる人間が住んでいるという意味で、特殊（特種）部落といった差別語もかなり広く使われました。

部落差別を受ける可能性がある当事者は、一般的には部落出身者といいますが、現在の同和地区には、元々は部落の出身ではないけれども、後からその地域に住むようになった人たちや、その地域の方と結婚したことをきっかけに住むようになったような人もいます。そういう人は部落の出身者とは言えませんが、部落差別の当事者です。

社会問題としての部落問題の こり

明治の初めに、「解放令」が出され、近世の身分制度はなくなります。当時は、近代国家を樹立する為に、近代的な制度を導入しなければなりませんでしたが、被差別民が住んでいた地区は、死んだ家畜の処理や行刑などの仕事をする代わりに年貢を免除されていた例もありました。

「解放令」にはそのような例外をなくすという意味もあったといわれています。ただし、法制上の賤民身分がなくなっても、部落や部落出身者に対する蔑視や忌避は根強く続きました。

日本国憲法「法の下平等」

日本が戦争に負け、新しい憲法ができて、人権という観点から部落問題が取り上げられるようになりました。憲法には「すべて国民は法の下に平等であって人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的・経済的、又は社会的関係において差別されない。」という条文があります。

「社会的身分又は門地」というのが「生まれ・出身」による差別に関係するところでした。

その後、1960年代には、同和問題の解決のための国策樹立の運動が盛り上がっていきます。そんな中で、「同和対策審議会」が作られ、総理大臣がその審議会に対して同和問題の解決に向けての方策について諮問をします。

その諮問に答えたのが、1965年の同和対策審議会答申です。

「国策」の確立：同和対策審議 会の答申

この答申には、同和問題を解決するのは国の責務であり、同時に国民みんなの課題だと書かれています。また、答申では、実態的差別と心理的差別というものがあって、それが悪循環を起こしているというところを述べました。

実態的差別とは、部落の貧困とか、教育を十分に受けることが出来ない状況など、生活の中に現れている差別のことです。心理的差別とは、部落に対する差別意識とか偏見のことで、結婚差別とか差別的な発言として現れるものです。

この答申では、実態的な差別を無くすには、特に就職の機会均等、その前提としての教育の機会均等が非常に大事だということがうたわれました。答申をきっかけにして、教育は部落問題を解決する鍵だという認識が広まり、同和教育が全国的に広がっていきました。

特別措置法と同和対策事業

答申では、部落の生活環境を改善したり就労の安定を図ったりするための法律が必要だと書かれていました。答申では同和対策の基本法を作るべきだと書かれていましたが、実際にできたのは期限を区切った特別措置法でした。

1969年に「同和対策事業特別措置法」ができ、その後「地域改善対策特

別措置法」に名前が変わります。さらにその後「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」ができます。これらの法律のもとで、地域全体を良くするための施策が実施されました。

具体的には、住宅やインフラの整備、産業振興、保育所や児童館や隣保館などの設置などです。個人や世帯に対しても、就労支援、保育料の減免、就学奨励費や奨学金の給付などがおこなわれました。

答申では、実態的差別と心理的差別の悪循環を指摘しましたが、特別措置法の時代には、心理的差別をなくする取り組みはあまり重視されませんでした。2002年3月に部落に対する特別措置はなくなり、教育や啓発、格差や就労の問題、教育の機会均等の問題などについては、一般的な対策で対応することになりました。

その少し前に人権教育・啓発を推進するための法律も作られています。次に、部落問題の現状について、心理的差別の例をいくつかあげながらお話しします。

部落問題の現状：閣僚の差別発言？

1つは、現職閣僚の麻生太郎氏が2001年に野中広務氏に対しておこなったとされる発言です。これは、ある会で「あんな輩やかを日本のトップリーダーにするわけにはいかんわな」と、その場にはいなかった野中氏を指して

言ったというものです。

たしかに発言を聞いたと証言する人はいるのですが、本人はそんなことを言った覚えはないとっており、真相は藪の中です。この問題は日本ではほとんど知られていませんが、アメリカの『ニューヨークタイムズ』という新聞は「日本の被差別民は、未だ社会に受けいれられていない」という意味の見出しで報道しました。

部落問題の現状：週刊朝日問題

もう1つの例は、3年前に『週刊朝日』に載った「ハシタ、奴の本性」というルポです。これは橋下徹氏の生い立ちをたどるルポだったのですが、その中で、橋下氏の根性がねじ曲がっているのは、部落とつながりがあるからだという趣旨のことが書かれたのです。

これは明らかにルーツに絡めた人格攻撃ですが、それにとどまるものではありません。社会的な問題でもあります。部落に対する否定的なイメージが広まることで、八尾や全国の被差別部落の人たち、被差別部落に縁のある人





たちが不安や恐怖にさいなまれるという問題です。この時、八尾市長は朝日新聞出版社に、次のような内容の申し入れをしました。

「この度、貴誌にこのような記事が掲載され、全国の不特定多数の人々に対し、当該情報を流布されたことについては、本市市民を不当に傷つけ、差別を助長する忌^{まが}まがしき事態であるとともに、今後、新たな差別を生み出す可能性も懸念されることであり、本市としては、誠に遺憾であり、事態を非常に重く受け止めているところであります。この度、このような記事を掲載されるにいたっては、貴社内でのチェック体制をはじめとして、社員一人ひとりの人権問題に対する理解、組織としての人権感覚・認識について強い疑念を禁じえないところであります。もとより、国民に対して公正・中立で正確な情報を提供すべきマスメディアの使命に照らし、このような記事を掲載されたことについて、猛省を促すとともに、改めて貴下社員に対する人権教育を徹底されることを、ここに強く要請いたすものであります。」

つまり、この記事を読んだ人たちが部落に対する否定的なイメージを持たされ、新たな差別を生み出す可能性があることを指摘するとともに、出版社に人権感覚が欠如していることをきびしく批判しているのです。

差別事件の背景：市民の人権意識

差別事件の背景には、部落に対する差別意識や偏見があります。例えば、大阪府で2010年に実施された人権意識調査では「同和地区の人は怖い・同和対策は不公平」といった話を聞いたことがあるという人は60.5%です。そのうち、「その通りだと思った人」や「そういう見方もあると思った人」は8割ぐらいです。

また、一般的に「同和地区の人は就職の時に不利になることがあると思うか」「結婚の時に、地区外の人と結婚するときに反対されることがあると思うか」と聞いていますが、就職の時は40%、結婚の時は53%の人が、差別があると考えています。

豊中の事例

豊中でも差別事象は起きています。1つめは、大阪大学豊中キャンパスのすぐ近くにあるモノレール柴原駅で見つかった差別落書きです。内容は「エタ・ヒニン 朝賤人追放 人科教文」というものでした。人科教文とは、大阪大学人間科学部の教育文化学研究室のことです。「エタ・ヒニン」というのは、江戸時代の賤民身分の呼び名で

す。朝鮮人のセンの字は「鮮やか」ではなくて「賤しい」という当て字です。この落書きは、部落差別や民族差別につながるばかりか、大学に対する揶揄というか侮蔑でもありました。その後、学内では、学生・職員に落書きについての注意喚起をしていただきました。

もう1つは、土地調査を巡る事件です。これは豊中市の広報誌にも載りました。不動産の売買をするときに、その物件が同和地区にあるとか、近くに同和地区がある場合、なかなか売れないことがあるようです。それは同和地区やその近くに住むことを避ける人がいるからです。そのようなこともあって、不動産業者が物件のある地域について調べたのだそうです。最近も、市役所などに「この地域は部落ですか？」という問い合わせが何件かあったとききます。このようなことがおきる背景には、部落を避けたいとか、自分が部落出身と間違われたら困るといった意識が存在しているのではないかと思います。

部落問題の解決に向けて

昔から、そっとしておけば部落差別はなくなるとか、部落の人が固まって住んでいるから差別されるのだという考え方があります。でも、インターネットで、例えば「〇〇市・同和地区」と検索してみると、部落に対するネガティブな情報はどんどん出てきます。『週刊朝日』事件のようなこともまた

おきるかもしれません。何もしなければ、ネガティブな情報ばかりが広まるのです。だとすれば、逆にポジティブな情報をもっと発信していくことが大事なのではないかと思います。

ばらばらに住んだらいいという考えも非現実的です。橋下氏は、実のお父さんと一緒に暮らしたことはありません。本人も今は部落に住んでいません。にもかかわらず、差別をされました。また、あのルポの件では、部落を離れている人の間に、自分の出自が身内や友人に知れたらどうしようと不安が広がったともききます。部落を離れたからといって差別から逃れられるわけではありません。

どこが部落で誰が部落出身かわからなくする、あるいは隠してしまうのではなく、どこの出身であろうが、どこに住んでいようが、そのことで不当な扱いを受けないような社会を作ることが本当の解決策です。そのためには、実際に部落に足を運んでもらったり、いろんな活動を地域ぐるみで行ったりして、ありのままの部落の姿を市民に知ってもらうことが必要です。

週刊誌やインターネットに載っているうわさと実際の部落は全然ちがう。そのように感じる人をどんどん増やしていくことです。人権まちづくりセンターもそういう活動の拠点として発展してほしいと願っています。

どう思う？夫婦別姓

新聞切り抜き帖から

重本 洋輔（事務局）

昨年12月16日、これまで家族の形について規定してきた民法に対して、初めて最高裁による判断が出された。1つは夫婦別姓を認めない規定、もう1つは女性だけに離婚後6カ月間の再婚禁止期間を定めた規定が違憲か合憲かについてである。

どちらも「家制度」に基づいた明治民法から今日まで引き継がれてきたものだが、これまで「男女平等の精神に反するのでは？」といった指摘をはじめ、「女性だけに負担や不利益を強いっている」「女性の社会進出の妨げになる」など、様々な問題点について指摘されてきており、そのような意味で、今回どのような判断が出されるのか非常に注目された。

結果はご承知のように、女性だけに離婚後6カ月間の再婚禁止期間を定めた規定については、「100日を超えて再婚を禁じるのは過剰な制約である」として違憲と判断された。これによって、早ければ今年の通常国会で再婚禁止期間を100日とする民法改正案が提出されるそうだ。

しかし、その一方で、夫婦同姓規定については「女性側が不利益を受ける場合が多いと推認できるが、通称使用の広がりや緩和されている」と指摘し、「結婚を巡る法律に男女平等を求めた憲法には反しない」として合憲と判断された。

ただ、この判決は夫婦別姓そのものを直ちに否定しているわけではなく、今後、国会で議論していく必要性について指摘している部分もあり、記事の中でも、変わりゆく家族の形に法律が追いついていない現状を踏まえて「今こそ家族制度の抜本の見直しが必要ではないか」といったことが指摘されている。したがって、前向きに捉えると、将来的には日本でも他国のように、夫



12月17日毎日新聞

婦の判断で同姓、複合姓、別姓かを選択できる日が来る可能性も少なからずあるということだろう。

僕自身は、まだまだ結婚の予定はなく、法律についても素人だが、結婚を機に愛する人と同じ姓を選択するのも、別々の姓を選択するのも、それぞれ夫婦が判断することであって、法律なんかでしぼられるようなことじゃないと思っている。

「結婚したら同じ姓（夫の苗字）を名乗るのが当たり前」「夫婦別姓なんて非常識」といった意識は根強くあるだろうが、これまで、こういった意識や固定観念が深刻な差別や人権侵害につながってしまう例も多く、昔から当

たり前や常識とされてきたことでも、何でもそのまま受け入れたり鵜呑みにするのではなく、別の視点で考えてみたり、場合によっては改めていく必要があると思う。同様に法律や制度であっても、時代や人の生き方の変化に合わせて、変えていくべきものは変えていかなければならないと思う。

そして、姓だけでなく、家柄や格式、出身、性別などにしぼられることなく、本当に愛する者同士が自由に結婚でき、自由に生きることができるような世の中になってほしい。この記事をとおしてそんなことを思った。

「リバティおおさか」裁判、大法廷が満席に！

12月25日10時から行われた第2回口頭弁論の最大の注目は、大法廷の傍聴席が埋まるのかどうかだった。前回（10月）、抽選に漏れて傍聴できなかった人がたくさんあったことを気にしたのか、次回の日程を決める際に、長谷部幸弥裁判長（第3民事部合議4係）が大法廷を勧めた経緯がある。裁判長はいわゆる値踏みをしたのかかもしれない。リバティ側がどれほどの力を示せるか、社会的関心はどれくらいのものか、大法廷という器にふさわしいかどうか、試してみたかったのだろう。

9時半前に裁判所に着くと、大法廷の入口からすでに列がのびている。抽選はないようだ、先着順なんだと合点。列はその後もどんどん延びて140人に。20分ほど待ち、法廷に招じ入れられた。この日はリバティ側の弁護士が提出した書証の要旨を10分ほど読み上げた。大阪市のリバティつぶしの不法性、歴史的経緯を無視した暴挙であることを明らかにした。いよいよ、本番に入る。

次回は、3月11日（金）10時～

大阪地裁大法廷（9時30分より傍聴券・抽選あり）

ダンボール 冬を生き抜く 命綱

(ホームレス川柳「路上のうた」)

重すぎる～けど、笑ってしまう～ 選りすぐり? 300句

楽遊ガイド

石原 敏 (評議員)

7月、涼しいです。ここは風が通って、銀行のドアが開くたび、ひんやりしません。12月、寒いです！ここは風の通りがよすぎて凍えます。

地下鉄谷町線南森町、天神橋筋と国道1号線の交差点近くで、大きな声で販売するおじさん。暖冬とはいえ、厳しい冬です。

【冬】凍えても 炊き出しに行かには
あの世行き

【春】朝晩の 冷え込みゆるみ 頬ゆるむ

【夏】盆が来る 俺は実家で 仏様

【秋】もう着てる 季節先取り 防寒着

【食べる】皆無口 炊き出し食べて 満足げ

【住まう】雨降れば 駅の寝床の 争奪戦

【着る】一着の 防寒服が 宝物

【まち、仕事】コンビニの ごみ出す時間
うごきだす

【暮らし、生きる】百円が あれば安心
2～3日

【つながり、仲間】身内より 世話に
なります 他人様

(筆者選択)

127 ページですが、一句一句に立ち止まってしまうので、読み終わるのに時間がかかります。六人の仲間が 800

句作った中の 300 句とのこと。2015 年 3 月再版。文庫版で 700 円。そのうちの 350 円が販売者の収入ですので、販売員さんからお求めください。

こんなことがあるんだ！奇跡の再会！？一度ならず、二度、三度～

(久しく見かけなかったのに～販売員さんや～) 最新号を～、ありがとうござい～、えっ！あつ！M さん?! 元氣やったん? 急に姿消すから、自立したんかなって～。5 年ぶり、6 年ぶりか～、どうしとったん～、いろいろありまして～、サッカー続けてるん? いいえ～。

昨年 3 月、阪急神戸線武庫之荘駅前でのこと。M さんが、阪急～大阪駅間で何年か販売していた時、なじみになり、話すようになり、ホームレスワールドサッカー (イタリア) に参加ということなど、この欄で書いたことがある彼です。たまたま仕事で降り立って、驚きの出会いでした。その後も、阪急車内で、地下鉄南森町駅で、8 月には蛍池駅で、出会うことになります。赤い糸で結ばれた余程の縁か～と、顔を見合わせ苦笑いです。

私の行動範囲ではなかなか出会うこともなく、手に入らないこともありました。販売も難しくなっているらしく、場所取りなどで、晴れてる日は、武庫之荘、雨の日は、しのげる南森町、蛍池など、販売員さんがいない場所を探して移動してるとのこと。

ホームレスの仕事をつくり自立を応援する、THE BIG ISSUE JAPAN

1991年イギリス発祥のこの事業、2003年9月、大阪市で始まり、「すぐにいきずまる」の声を乗り越え13年。1月15日の通算279号が発売中。30ページで、世界が日本が垣間見えます。毎号の特集（1月1日の278号は、笑うゴリラに学ぶ、ショーン・ペンインタビュー）はもちろん、雨宮処凛さん（社会）、浜矩子さん（経済）、伴英幸さん（原発ウオッチ）、枝元なほみさん（料理）、そしてホームレス人生



©Big Issue Japan

相談の連載コラムも読ませます。1日、15日発売。一冊350円。180円が販売員の収入になります。出会いがありましたら、ぜひ、手に取ってみてください。今は、豊中駅前にもおられます。

書評

科学者は戦争で何をしたか

著：益川敏英 集英社新書

森山輝子（事務局）

2008年、ノーベル物理学賞を受賞した益川敏英さん。受賞の感想を聞かれ、「たいして嬉しくない」との意見がメディアを賑わしました。8年も前の出来事なのに、いまだ記憶に残っているのはやはりこのコメントの影響でしょうか。本書は益川さんがこの「嬉しくない」のコメントを発することに

なった出来事から始まります。ノーベル財団のエラそうな態度（原文ママ）や授賞式の記念講演で、幼い時の戦争体験を話す予定が、アカデミックな場で戦争の話は不謹慎だという批判的な意見が出たそうです。ほがらかな印象を受ける益川さんですが、文章からはその怒りが伝わってくるようでした。

アルフレッド・ノーベルはダイナマイトを開発しました。ダイナマイトは土地の開墾や建設現場で非常に役に立ちました。しかし、その破壊力は戦争にも使われることになったのです。「死の商人」と呼ばれ不名誉なレッテルを貼られたノーベルは、名誉挽回のために私財を投じて、さまざまな分野で優れた貢献をした人物に賞を贈る「ノーベル賞」を設立するように遺言を残しました。そういった経緯で設立されたノーベル賞の記念講演で戦争体験を語ることがなぜ不謹慎なのでしょう。しかし、益川さんは原稿を一切変更せず記念講演を行いました。

ダイナマイトをはじめ、科学の素晴らしい技術がさまざまな側面で戦争に使われるようになり、大量破壊兵器の開発にも利用されました。戦時中、科学者たちは否応なく国のために愛国心を強いられ、毒ガスの開発、レーダーの開発などに取り組みました。そして、原子爆弾開発にも多くの科学者が関わり、そこには莫大なお金が使われることになりました。

日本に原爆が投下されたとの報せを受けたアインシュタインはじめ多くの科学者たちは強いショックを受けます。さらにビキニ環礁での水爆実験の恐るべき結果に危機感を募らせたイギリスの哲学者バートランド・ラッセルは、1955年に科学研究が軍事開発に取り込まれることに対して警鐘を鳴らす「ラッセル・アインシュタイン宣言」を出しました。しかしながら、科学

の技術を効率よく軍事的に転用しようとする流れはなくなりませんでした。そして今もな



なくなっています。日本でも科学技術の軍事利用は進み、政治的な動きのなかで科学者の動員が巧妙に進められています。東アジアや中東の情勢不安を煽ることで、防衛費はどんどん増加されています。1機100億ともいわれるオスプレイを「やかましいだけで小回りも利かないヘリコプターの化物」との表現はその通りだなと思いました。前半は科学の軍事利用について触れており、科学技術が市場原理に巻き込まれていることを懸念しています。後半は現政権の暴走や、一筋縄ではいかない原子力の問題についても触れていますが、全体を通して、「危機感」という言葉が何度も何度も出てきました。

5歳のとき、自宅の土間に焼夷弾が落ちたものの、不発弾だったことで九死に一生を得ることができた益川さんの文章はわかりやすいながらも、説得力に溢れたものでした。「ぼけっとしてたら子どもが戦地に連れていかれるぞ！」それは絶対に嫌なのです。

information

人権文化のまちづくり講座

自分らしく生きる

～性的マイノリティの子どもたちが安心して過ごせる
環境づくりと関係性～

とき：1月26日（火） 18時30分～20時30分

おはなし：野坂^{さちこ}祐子さん

（大阪大学大学院人間科学研究科准教授・臨床心理士）

会場：豊中人権まちづくりセンター

申込：当日会場（事前申込も可） 定員：50名

全て参加
無料

メディアでおしゃべり

アニメCMのパワーと子どもたち

とき：1月28日（木）10時～12時

会場：すてっぷ（エトレ豊中5階）

定員：20名 一時保育あり（要申込・有料）進行役：すてっぷメディア・リテラシーチーム

申込・問合せはすてっぷまで！

主催：とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 豊中市玉井町1-1-1-501 TEL：06-6844-9773 協賛：一財とよなか人権文化まちづくり協会

人権文化のまちづくり講座

「ヘイトスピーチを許さない社会へ」（仮）

とき：3月17日（木）

18時30分～20時30分

講師：文公輝さん（NPO法人多民族共生人権教育センター理事）

会場：豊中人権まちづくりセンター

定員：50名

申込：当日会場（事前申込も可）

問合せ：豊中人権まちづくりセンター・とよなか人権文化まちづくり協会

あとがき

●林さんの絵は事務所の入口に掲示しています。時折、センターの利用者から「いやあ、上手やねえ。これ、そこのいこい食堂でしょ？色が素敵やわあ」と聞こえてきます。なぜか私が嬉しくなっています。協会HPにもupしていますので一度ご覧になってみてください。◆2015年はあつという間の一年でした。できなかったことややり残したことは数えきれません。協会だからこそできることにこだわりながら事業を進めていきたいです。藤田敬一さんのブログはこちらです。「よく生き合おう！藤田敬一のブログ」<http://kowaiko-fk.doorblog.jp/>
◆洞部落の移転は書籍などで知ってましたが、西田さんの原稿を読んで、明治時代というものがいかに強きを助け、弱きをくじく政府だったかということがわかりました。実は、水平社博物館にまだ行ったことがありません。来年度事業に水平社博物館フィールドワークバスツアーを組めたらと思います◆時期がだいぶずれ込んでしまいましたが、今号は渡辺さんの連続講座第2講の報告で同対審答申に触れ、高田一宏さんの講演でも答申について触れています。なんとも贅沢な内容となりました。昨年末、ポータルサイトYahoo!のトップページに「隠れた部落差別 今も ふるさとの料理出したら離れた客」というニューストピックがありました。仕事で散々、部落問題、部落差別、同和地区という言葉を見ているのに、なぜかドキとした自分がいました。部落問題はもっとオープンに語れるようにな

るべきだと思いながらも、いとも簡単にしかも匿名で自分の意見を載せることができるネット上に、部落問題に対する批判的、否定的なコメントを聞きたくないと感じた自分がいたのだと思います。在日コリアンへのヘイトスピーチ然りです。楽しく学ぶことも大事かもしれませんが、やはり正しく学ぶことが大切です。◆発行当時は200円だったビッグイシューも300円、350円と消費増税や物価高に伴い値上がりを余儀なくされてきました。週刊金曜日ほど濃い内容ではありませんが、著名人のインタビューや特集記事などはなかなか読み応えがあります。数ヶ月前、JR大阪駅から阪急梅田駅へ渡る横断歩道のところで販売していたので、1冊購入しました。「雨の中、ご苦労様です。足元、気をつけてください」と言ってくれました。むしろ私が言うべきなのに、嬉しくもあり恥ずかしくもありました。◆娘が通う保育園の保護者でLINEのグループを作成しました。送り迎えの時間が違うと、話をする機会がほとんどないので、お母さんたちと繋がれたのが嬉しくてワクワクしました。ふと、夜中までLINEに夢中になる中高生の気持ちがわかる気もしましたが、いい年の大人ですし、時間もないので、すぐにトークは終了します。◆世界人権宣言67周年記念豊中集会「誰が差別をつくるのか」の報告は次号に掲載いたします。お楽しみに！◆毎号同封しておりましたアンケートも今号が最後です。今後の事業に活用いたします。是非ご協力お願いします（森）

人権相談をご利用ください

1. 人権ケースワーク事業（豊中市からの受託事業）

●定例相談

とき：月曜・水曜・金曜日の9時～17時

ところ：蛭池事務所（蛭池人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-2315

●出張相談

とき：毎月第2・第4木曜日の13時～15時

ところ：豊中市役所第2庁舎1階広報広聴課広報係

ひとりで悩まないで

2. 人権相談（自主事業）

とき：月曜日～土曜日、事務所開設時（9時～17時）に随時受付

ところ：豊中事務所（豊中人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-5300

mail：jinken@tcct.zaq.ne.jp

人権パネル展 **「多様な性、知っていますか」**

期間：1月25日（月）～2月5日（金）

会場：豊中人権まちづくりセンター

セクシャ
ルマイリティについて一
緒に考えませんか？

●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北 3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

HP：http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/

E MAIL：jinken@tcct.zaq.ne.jp 郵便振替：00960-8-153806

蛭池事務所 TEL:06(6841)2315 EMAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp